

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日に當るときは、その日)

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県規則第四十一号

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則(昭和四十三年四月鳥取県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(交付金の額)

第三条 交付金の額は、次の表のとおりとする。

区	分	交付金の額
一 子宮ガン制圧の施策推進のため特に必要と認められる場合	一人につき 六百円	イ 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。)若しくは扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。)である場合

二 一に掲げる場合以外	一人につき 三百円	イ 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。)若しくは扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。)である場合
合	一人につき 六百円	ロ イに掲げる者以外の者である場合

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別記様式中

## 検診を受けた者の検診票の区分

規則第3条第1号に該当する者の検診票

規則第3条第2号に該当する者の検診票

規則第3条第3号に該当する者の検診票

規則第3条第4号に該当する者の検診票

を

## 区分

規則第3条の表の一に該当する者の検診票

規則第3条の表の二のイに該当する者の  
検診票

一般

特別

規則第3条の表の二のロに該当する者の検診票

に改める。

## 検診を受けた者の区分

規則第3条第1号に該当する者

規則第3条第2号に該当する者

規則第3条第3号に該当する者

規則第3条第4号に該当する者

を

## 区分

規則第3条の表の一に該当する者

規則第3条の表の二のイに該当する者

一般

特別

規則第3条の表の二のロに該当する者

に

## 鳥取県訓令第五号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

## 訓 令

## 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「辞令書」の下に「又は第二号様式による昇給(昇格)通知書」を加え、「昇給又は昇格の発令については第二号様式による昇給(昇格)通知書をもつて」を削る。

第四条の見出しを「(人事異動通知書等の送付)」に改め、同条中「辞令書」の下に「又は昇給(昇格)通知書」を、「人事異動通知書」の下に「又は第四号様式による昇給(昇格)通知書」を加える。  
第二号様式を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則

第2号様式

## 昇給(昇格)通知書

所 属 名	職員コード	職名 氏 名	発令年月日			給料表等級 コード	給 納	給料月額 (円)	摘要
			年	月	日				

左記のとおり発令したので通知する。

年 月 日

鳥取県知事

横川市機式◎次に次の1機式を加える。

## 第4号様式

## 昇給(昇格)通知書

所属名			発令日付	年 月 日		No.		
職名コード	氏名	職員コード	給料表コード	等級	号給	要因コード	月数	最高号給をこえる 給料月額 (円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

給料表	行政	11	教育(→)	31	研究	41	医療(→)	52	現業	61	特1等級	台手	履歴書	給与カード	共済原票	互助会原票	給与簿	照合
	公安	21	教育(→)	32	医療(→)	51	医療(→)	53	教育現業	62	表示する	等印	は、Aと帳入					

## 附 則

この訓令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第四百三十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第一百七十二条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十八年度第二次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 募集期間

昭和四十八年七月一日から昭和四十八年九月三十日まで

## 二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日。

## 三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 白衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

## 四 その他

## (一) 応募資格

採用予定期の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

## (二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

## 鳥取県告示第四百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江一三三六、一三三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市立見字杣小屋九六二の一、般若字本谷奥四三六、椋波字本谷奥

六一七、六二〇(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字扇ノ山(国有林)(次の図に示す部分に限る。)

### 鳥取県告示第四百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字壺栗五四三七、五四三八(以上二筆について

次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

魚つき

#### 三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百四十号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

場	所	(面積)	用途
岩美郡国府町大字宮下字錢ケ谷五九番八地先から同町大字宮下字錢ケ谷六三番一一地先まで	鳥取県知事 石破二朗	一九・九二	水路敷

**鳥取県告示第四百四十一号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	(面積)	用途
米子市米原字吉左衛門道東六拾間一、三〇八番二地先	鳥取県知事 石破二朗	三・〇六	道路敷

**鳥取県告示第四百四十二号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月二十三日から用途廃止した。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	(面積)	用途
米子市米原字吉左衛門道東六拾間一、三一四番六地先から同市米原字吉左衛門道東六拾間一、三一五番五地先まで	鳥取県知事 石破二朗	二八・六四	道路敷

**鳥取県告示第四百四十三号**

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年六月二十九日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石破二郎

県道	路線名	区間	前後別
米子線 福成戸上まで	米子市宗像字曲り田無番地の先から同市宗像字曲り田五三の一の先まで	変更前 四・三〇・〇	敷地の幅員メートル 延長メートル

**鳥取県告示第四百四十四号**

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年六月二十九日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

種道路類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	福成戸上米子線	米子市宗像字曲り田無番地の先 から同市宗像字曲り田五三の一 の先まで	昭和四八年 六月二十九日

#### 鳥取県告示第四四四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百四)第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定による、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十九日

昭和48年6月29日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和48年度狩獵者講習会を次のとおり開催する。

鳥取県知事 石 破 一 朗

#### 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵免許を受けようとする者。ただし、昭和44年度以降の狩獵者講習会の修了証明書を有する者は除く。

#### 2 開催の方法

経験者課程(乙種又は丙種の狩獵免許を受けようとする者にあつては、昭和45年度から昭和47年度の間に一回以上乙種又は丙種の狩獵免許を受けた者。甲種の狩獵免許を受けようとする者にあつては、昭和45年度から昭和47年度の間に1回以上甲種の狩獵免許を受けた者)と初心者課程(経験者課程以外の者)に分けて行なう。

#### 3 開催日時等

四

事業地の所在

鳥取市東町一丁目111〇番地

鳥取市湖山町字白浜及び字二本松西方地内

鳥取市東町一丁目111〇番地

経験者課程			
日 時	講習会場	受講対象者	
7月24日(火)9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者	
" 26日(木)"	米子市椎町一丁目 西部総合事務所講堂	米子市に住所を有する者	
" 13時から	"	境港市及び西伯郡に住所を有する者	
8月4日(土)9時から	倉吉市巣城 中部総合事務所講堂	倉吉市に住所を有する者	
" 13時から	"	東伯郡に住所を有する者	
" 8日(水)9時から	鳥取市東町一丁目 自治会館大會議室	鳥取市に住所を有する者	
" 13時から	"	岩美郡及び気高郡に住所を有する者	
" 9日(木)9時から	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡智頭町、佐合村、 用瀬町及び河原町に住所を有する者	
" 13時から	"	八頭郡若桜町、八東町、 船岡町及び郡家町に住所を有する者	
9月22日(土)9時から	倉吉市巣城 中部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつた者及び再受講者	
" 28日(金)9時から	米子市椎町一丁目 西部総合事務所講堂	"	

## 初心者課程

日 時	講習会場	受講対象者	
7月25日(水)9時から ~26日(木)	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者	

7月27日(金) ~28日(土)	米子市椎町一丁目 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月2日(木) ~3日(金)	倉吉市巣城 中部総合事務所講堂	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月6日(月) ~7日(火)	鳥取市東町一丁目 県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
8月10日(金) ~11日(土)	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
8月23日(木) ~24日(金)	米子市椎町一丁目 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつた者及び再受講者
8月27日(月) ~28日(火)	鳥取市東町一丁目 県庁講堂	"

## 講習科目

狩獵に関する法令

狩獵鳥獣の判別

獵具の取扱い

## 講習時間

経験者課程は、2時間とする。

初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間、合計9時間とする。

## 6 考査

経験者課程、初心者課程とも講習終了後引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考慮する。

## 7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩獵者講習手数料の額（経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円）に相当する額の

(第三種郵便物認可) 昭和48年6月29日 金曜日

鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに所轄地方農林振興局長に提出すること。

## 8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

【定額一部簡易料金】(送致を希望する)